

令和4年度 税制改正の概要 (厚生労働省関係)

令和3年12月
厚生労働省



社会福祉

- **緊急小口資金等の特例貸付に係る非課税措置の創設**〔所得税、個人住民税〕(P 4)
「緊急小口資金等の特例貸付」における償還免除額(債務免除益)について、非課税措置を講ずる。
- **新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に係る非課税措置等の創設**〔所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定〕(P 5)
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(既に給付されたものを含む。)について、非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。
- **障害者総合支援法等の見直しに伴う税制上の所要の措置**〔所得税、相続税、贈与税、法人税、消費税、登録免許税、国税徴収法、個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税、徴収規定〕(P 6)
障害者総合支援法等の改正を前提に、改正後の障害福祉サービス事業等について、現行制度と同様の非課税措置及び差押禁止措置等を講ずる。

子ども・子育て

- **ひとり親家庭住宅支援資金貸付金に係る非課税措置の創設等**〔所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定〕(P 7)
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付けにおける債務免除額(債務免除益)について、非課税措置を講ずる。また、母子父子寡婦福祉法に基づく自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金について、同法施行令の改正を前提に、引き続き非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。
- **児童福祉法等の見直しに伴う障害児支援施策に係る税制上の所要の措置**〔所得税、相続税、贈与税、法人税、消費税、登録免許税、国税徴収法、個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税、徴収規定〕(P 8)
児童福祉法の改正を前提に、改正後の障害児通所支援事業等について、現行制度と同様の非課税措置及び差押禁止措置等を講ずる。

健康・医療

- **地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の創設**〔不動産取得税〕(P 9)
医療機関の開設者が、医療介護総合確保法に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得した一定の不動産に係る不動産取得税を軽減する特例措置を令和6年3月31日まで講ずる。
- **難病法等に基づく医療費助成の見直しに伴う税制上の所要の措置**〔所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定〕(P 10)
難病法及び児童福祉法の改正を前提に、難病又は小児慢性特定疾病の患者に対する医療費として支給される金品について、引き続き非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

〈検討事項〉

- **社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続**〔事業税〕(P 11)
- **医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続**〔事業税〕(P 11)
事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

医療保険

- **国民健康保険税の課税限度額の見直し**〔国民健康保険税〕(P 12)
国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の見直しを行う。

雇用

- **雇用保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置**〔所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定〕(P 13)
雇用保険法等の改正を前提に、同法の失業等給付等について、引き続き非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。
- **労働者協同組合法の施行等に伴う税制上の所要の措置**
〔所得税、法人税、印紙税、登録免許税、個人住民税、法人住民税、事業税、事業所税〕(P 14)
令和2年12月に公布された労働者協同組合法が令和4年10月1日に施行されるとともに、現在検討されている法改正内容を踏まえて、労働者協同組合及び労働者協同組合連合会に係る税制上の所要の措置を講ずる。

生活衛生

- * ○ **交際費課税の特例措置の延長**〔法人税、法人住民税、事業税〕(P 15)
飲食費の50%を損金算入できる特例措置(中小企業・資本金の額等が100億円以下の大企業)及び交際費(飲食費や贈答品の費用等)を800万円までは全額損金算入できる特例措置(中小企業のみ)について、その適用期限を2年延長する。
- * ○ **中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長**〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕(P 16)
連結法人を除く従業員500人以下の中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入できる特例措置について、対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産を除外した上、その適用期限を2年延長する。
- * ○ **中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長**〔登録免許税、不動産取得税〕(P 17)
中小企業等経営強化法に基づく認定経営力向上計画に従って、事業の再編・統合を行った際に承継した不動産に係る登録免許税等を軽減する措置について、その適用期限を2年延長する。

その他

- * ○ **新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長**〔印紙税〕(P 18)
新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を1年延長する。

1. 大綱の概要

「緊急小口資金等の特例貸付」における償還免除額（債務免除益）について、非課税措置を講ずる。

2. 制度の内容

- 緊急小口資金等の特例貸付については、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等により、生活に困窮される方を対象に、貸付を行っている。
- この特例貸付については、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、償還時に住民税非課税の方の償還を免除することができる特例（令和4年度以降適用予定）を設けており、償還免除は資金種類（※）ごとに一括して行い、最大で200万円が償還免除となる。

（※）①緊急小口資金、②総合支援資金の初回貸付分、③総合支援資金の延長貸付分、④総合支援資金の再貸付

- ただし、貸付金額を償還免除した場合には、一時的な収入として見なされ、年間50万円を超える部分については、課税所得として扱われることになる。
- 生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮するため、償還時に住民税非課税の方の償還を免除することができる特例であるが、償還免除額（債務免除益）に所得税が課せられる場合、新たな税負担が生ずることとなり、生活再建の妨げとなるおそれがあるため、償還免除額（債務免除益）について、非課税措置を講ずる。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に係る非課税措置等の創設

(所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定)

1. 大綱の概要

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（既に給付されたものを含む。）について、非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

2. 制度の内容

- 新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対しては、緊急小口資金等の特例貸付等による支援を行ってきたところ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、これ以上特例貸付を利用できない世帯が存在する。
- こうした世帯に対して、就労による自立等を図るため、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給することとしている。
- 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金が課税された場合、自立の妨げとなるおそれがあること等を踏まえ、同給付について、非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

支給対象	総合支援資金（再貸付）まで借り終わった世帯、再貸付について不承認とされた世帯（令和4年1月以降は、緊急小口資金及び総合支援資金（初回）を借り終わった世帯含む）であり、以下の要件を満たすもの 収入要件：①市町村民税均等割非課税額の1/12+②住宅扶助基準額 以下 資産要件：預貯金が①の6倍以下（ただし100万円以下） 求職活動等要件：ハローワーク又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口での相談、応募・面接等、又は生活保護の申請
支給額（月額）	単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円
支給期間	3か月（申請期間は令和4年3月末まで。一度に限り再支給が可能。）

障害者総合支援法等の見直しに伴う税制上の所要の措置

(所得税、相続税、贈与税、法人税、消費税、登録免許税、国税徴収法、個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税、徴収規定)

1. 大綱の概要

障害者総合支援法等の改正を前提に、改正後の障害福祉サービス事業等について、現行制度と同様の非課税措置及び差押禁止措置等を講ずる。

2. 制度の内容

- 障害者総合支援法等については、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行後3年（令和3年4月）を目途として、その施行の状況等を勘案しつつ検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じることとされている。
- 現在、社会保障審議会障害者部会において、障害福祉サービスの見直しに係る審議を行っており、その結果を踏まえ、税制上の所要の措置を講ずる。

1. 大綱の概要

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付けにおける債務免除額（債務免除益）について、非課税措置を講ずる。

母子父子寡婦福祉法に基づく自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金について、母子父子寡婦福祉法施行令の改正を前提に、引き続き非課税措置、差押禁止措置を講ずる。

2. 制度の内容

- 「ひとり親家庭住宅支援資金貸付金」制度では、母子・父子自立支援プログラム（※）の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対して、住居費貸付を行っており、1年間の就業継続で**返済免除**となる。
- この**返済免除額（債務免除益）**について、**非課税措置を講ずる。**
（※）児童扶養手当受給者等に対し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせて策定する自立支援のためのプログラム。
- また、ひとり親が就労し安定した収入を得て自立することを支援するため、訓練中の生活費を支援する**高等職業訓練促進給付金**の対象資格の拡充・訓練期間の緩和の措置及び訓練経費を支援する**自立支援教育訓練給付金**の上限額の引上げを図ることとしている。
- この拡充分について、母子父子寡婦福祉法施行令の改正を前提に、引き続き**非課税・差押禁止措置を講ずる。**

児童福祉法等の見直しに伴う障害児支援施策に係る税制上の所要の措置

(所得税、相続税、贈与税、法人税、消費税、登録免許税、国税徴収法、個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税、徴収規定)

1. 大綱の概要

児童福祉法の改正を前提に、改正後の障害児通所支援事業等について、現行制度と同様の非課税措置及び差押禁止措置等を講ずる。

2. 制度の内容

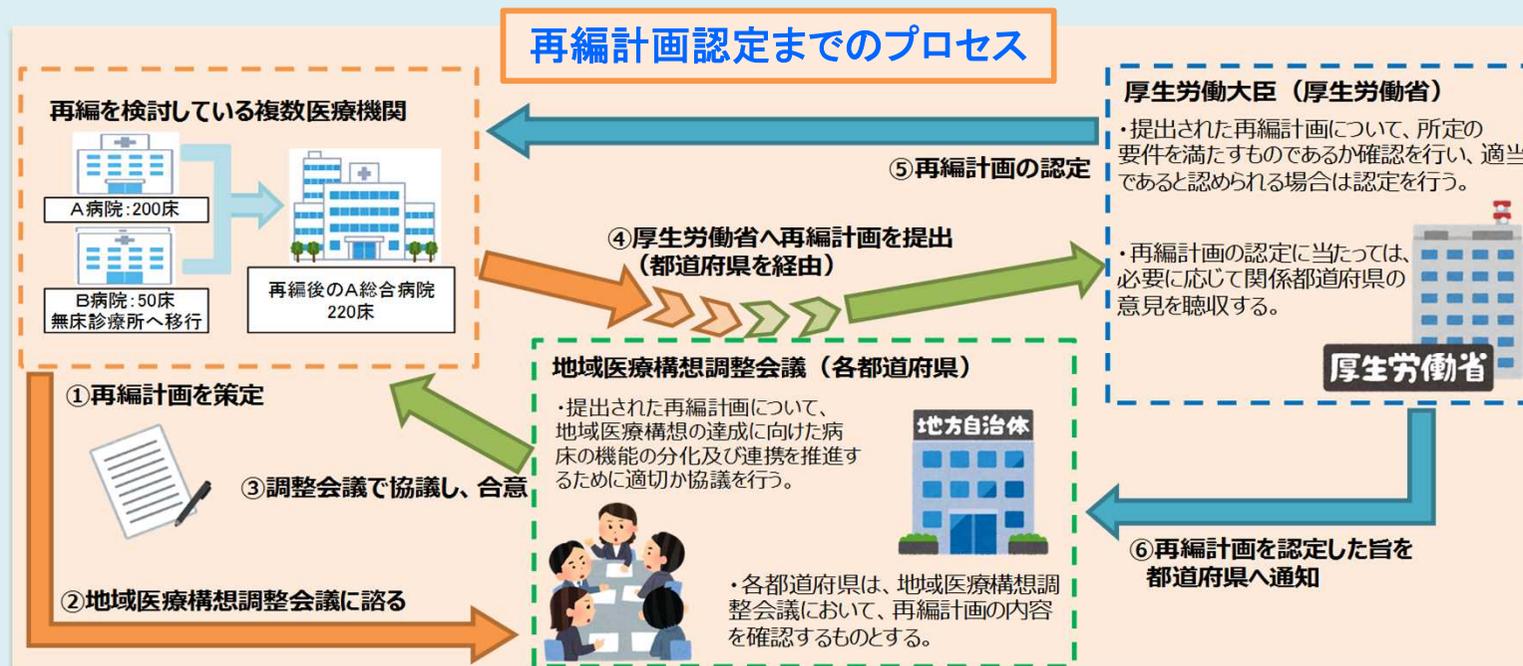
- 児童福祉法等については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行後3年（令和3年4月）を目途として、その施行の状況等を勘案しつつ検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じることとされている。
- 現在、社会保障審議会障害者部会において、児童発達支援の類型を統合する等の障害児通所支援等の見直しに係る審議を行っており、その結果を踏まえ、税制上の所要の措置を講じる。

1. 大綱の概要

医療機関の開設者が、医療介護総合確保法に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得した一定の不動産に係る不動産取得税を軽減する特例措置を令和6年3月31日まで講ずる。

2. 制度の内容

- 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律における認定再編計画（地域医療構想調整会議において合意されていることが条件）に基づき取得した一定の資産（用地・建物）について、不動産取得税の課税標準を現行の2分の1に軽減する。



1. 大綱の概要

難病法及び児童福祉法の改正を前提に、難病又は小児慢性特定疾病の患者に対する医療費として支給される金品について、引き続き非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

2. 制度の内容

- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）及び児童福祉法に基づく指定難病や小児慢性特定疾病に係る医療費助成については、関係審議会（※1）で令和3年7月にとりまとめられた意見書（※2）において、「助成開始の時期を申請時点から重症化時点に前倒しする」こと等が盛り込まれた。

※1 厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会及び社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会（合同委員会）

※2 「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」

- ・ 医療費助成については、公租公課禁止等の措置が講じられており、助成開始の時期を見直す場合には、併せて税制上の所要の措置を講ずる。

1. 大綱の概要

<検討事項>

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

2. 制度の内容

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
非課税 (個人、医療法人、公益法人等)	特別法人 * 医療法人を含む	3.5% (約4.7%)	4.9% (約6.6%)	
	普通法人	3.5% (約4.8%)	5.3% (約7.3%)	7.0% (約9.6%)
	個人	5.0%		

注 ()内の数字は、令和元年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「特別法人事業税」(事業税率に普通法人37%・特別法人34.5%)を合算した税率

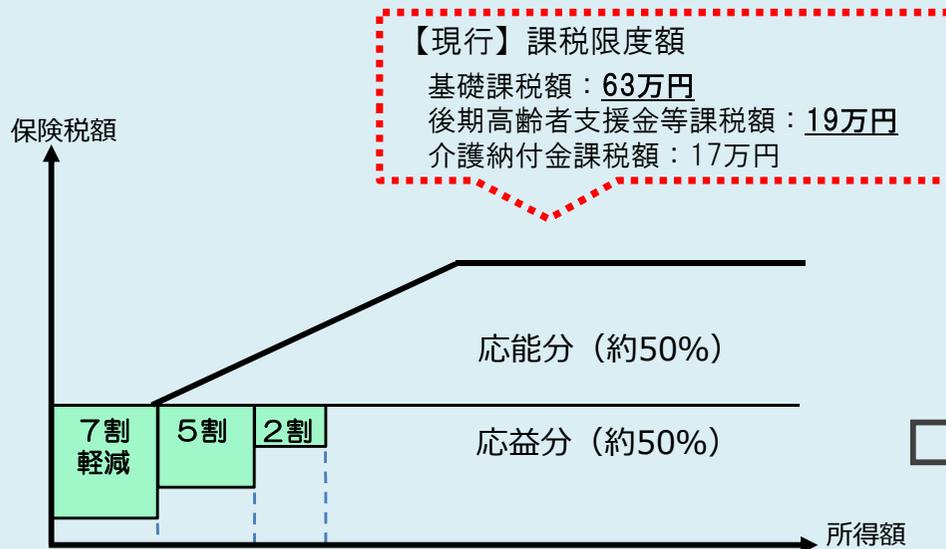
1. 大綱の概要

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を65万円（現行：63万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円（現行：19万円）に引き上げる。

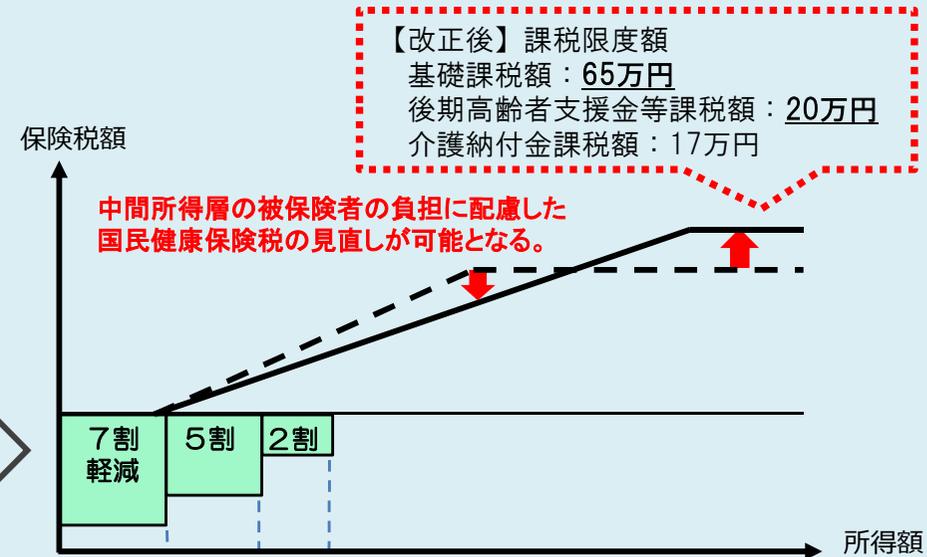
2. 制度の内容

- 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の見直しを行う。

現行



改正後



1. 大綱の概要

雇用保険法等の改正を前提に、同法の失業等給付等について、引き続き非課税措置及び差押禁止措置等を講ずる。

2. 制度の内容

- 雇用保険制度においては、失業等給付等に係る保険料率及び国庫負担率の引き下げに係る時限措置や、雇止めされた有期雇用労働者の所定給付日数を倒産・解雇並みにする暫定措置等が令和3年度末で終了することから、この時限措置の取扱いを含めた雇用保険制度の在り方について、現在、労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において検討を行っている。
- 失業等給付等は全て非課税等となっているが、当該検討の結果、失業等給付等について所要の改正を行う場合には、併せて税制上の所要の措置を講ずる。

雇用保険法（昭和49年法律第116号）（抄）

第11条（受給権の保護）

失業等給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

第12条（公課の禁止）

租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

- その他関連する制度の改正を行う場合には、併せて税制上の所要の措置を講ずる。

1. 大綱の概要

令和2年12月に公布された労働者協同組合法が令和4年10月1日に施行されるとともに、現在検討されている法改正内容を踏まえて、労働者協同組合及び労働者協同組合連合会に係る税制上の所要の措置を講ずる。

2. 制度の内容

- 労働者協同組合及び労働者協同組合連合会には、その事業を通じて、持続可能で活力ある地域社会の実現を図ることが期待されており、それぞれの機能を適切に発揮するため、法人税について以下の措置を講ずる。
 - 労働者協同組合法の改正を前提に、剰余金の配当が行われないこと、解散時の残余財産について組合員からの出資額を超える金額が国等又は同種の法人へ帰属すること等が担保された労働者協同組合（以下「特定組合」という。）が創設される場合には、特定組合について、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得について非課税とするほか、公益法人等の軽減税率及び寄附金の損金不算入制度を除き、公益法人等に係る取扱いを適用する。
 - 労働者協同組合連合会を協同組合等（法人税法別表第三）とする。
- その他、所得税、印紙税、登録免許税、個人住民税、法人住民税、事業税、事業所税について、所要の措置を講ずる。

1. 大綱の概要

交際費の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。

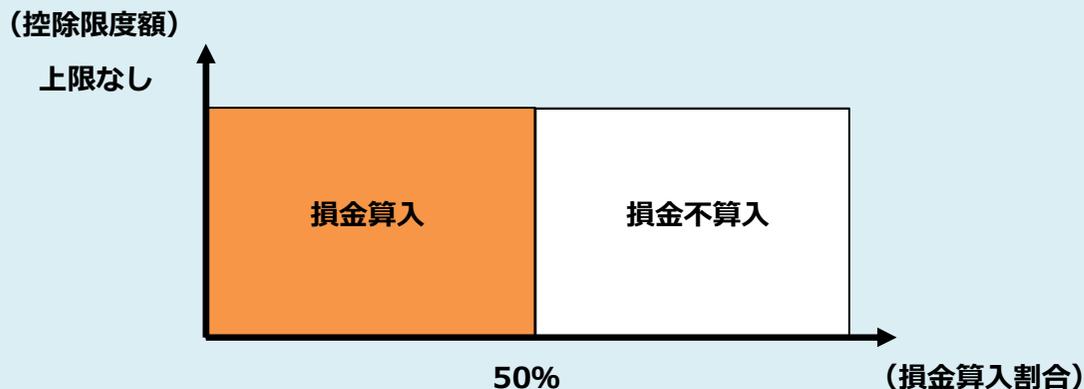
2. 制度の内容

- 交際費（飲食費や贈答品の費用等）については、消費の拡大を図る観点から、以下の特例措置が設けられている。

※中小企業については、①②のいずれかを選択。

① 飲食費（社内接待費を除く）の50%を損金算入できる特例措置
〔中小企業・大企業（資本金の額等が100億円以下）〕

② 交際費を800万円までは全額損金算入できる特例措置
〔中小企業のみ〕



(参考) 社内接待費
専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する費用

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長

(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税) (中企庁、総務省と共同要望)

1. 大綱の概要

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産を除外した上、その適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

- 連結法人を除く従業員500人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める制度。
- 本制度により、中小企業者における、①償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、②少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図る。

取得価額	償却方法
30万円未満	全額損金算入 (即時償却)
20万円未満	3年間で均等償却(注) (残存価額なし)
10万円未満	全額損金算入 (即時償却)

(注) 10万円以上20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長

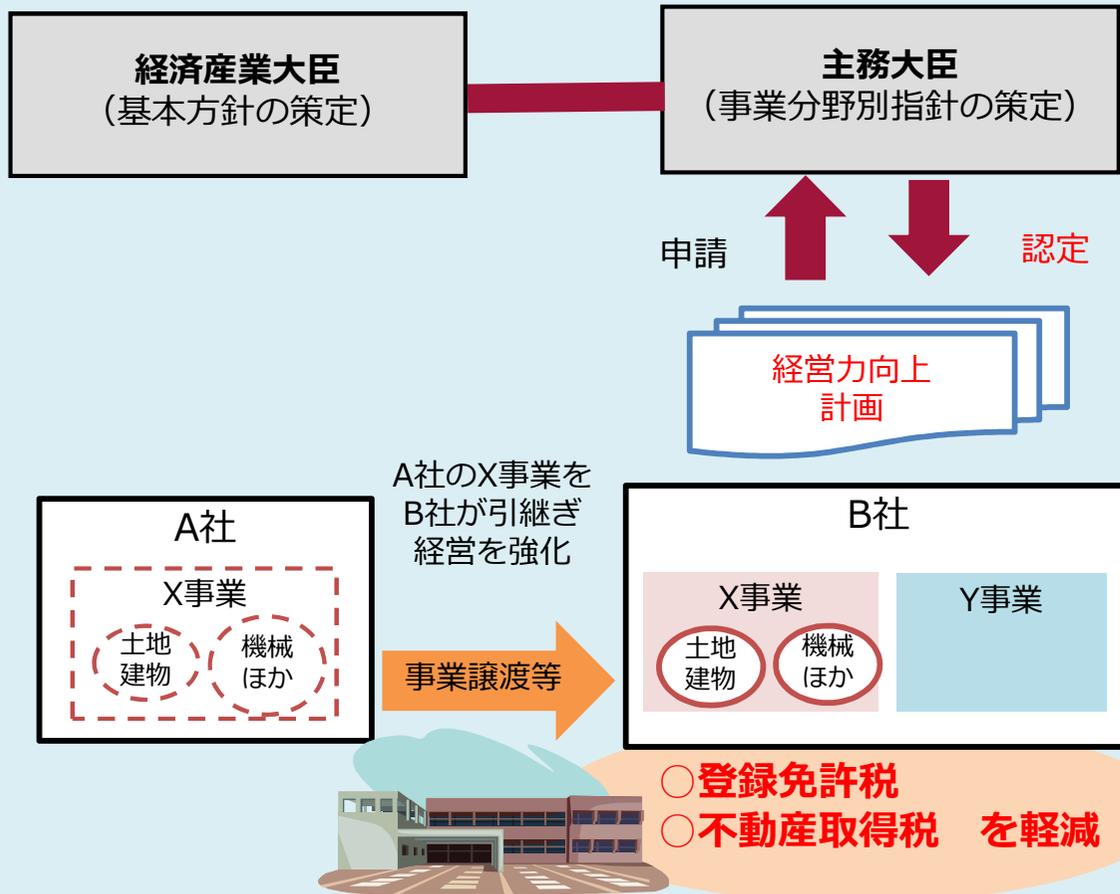
(登録免許税、不動産取得税) (中企庁、農水省と共同要望)

1. 大綱の概要

中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した一定の不動産に係る不動産取得税及び登録免許税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

- 中小企業等経営強化法に基づく認定経営力向上計画に従って、事業の再編・統合を行う際にかかる登録免許税・不動産取得税を軽減することで、次世代への事業承継を加速させる。



<登録免許税の税率>

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の所有権移転の登記	合併による移転の登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による移転の登記	2.0%※	1.6%

※令和5年3月31日まで、土地を売買した場合は1.5%に軽減。

<不動産取得税の税率>

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2)
土地住宅	3.0%※1	2.5% (1/6減額相当)
住宅以外の家屋	4.0%	3.3% (1/6減額相当)

※1 令和6年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている。(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)

※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税

1. 大綱の概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を1年延長する。

2. 制度の内容

- 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者を対象として、公的金融機関等や民間金融機関が行う特別貸付けに際して作成される「消費貸借に関する契約書」で、2022年3月31日までの間に作成されるものは、**印紙税を非課税**としている。

※新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条

- 新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえ、引き続き、影響を受けた事業者の資金繰り支援の強化を継続する。

